

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再発行手数料の規定を削るため、条例の一部を改正するものである。

国立市手数料徴収条例の一部を改正する条例案

国立市手数料徴収条例（平成 12 年 3 月国立市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1 人	300 円	
個人番号カード交付事務	個人番号カード再交付手数料	1 枚	800 円	

を

」

「

	住民基本台帳の一部の 写しの閲覧手数料	1人	300円	
--	------------------------	----	------	--

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。